

《設計者の選定方法について》

1 選定方法の整理

設計者の選定方法としては、①プロポーザル方式、②コンペ方式、③競争入札方式の3種類が考えられます。

①プロポーザル方式は、会社の体制や取組実績、技術力等を総合的に判断し、優れた「設計者」を選定する方法、②コンペ方式は、具体的な「設計案」を評価し、優れた「設計案」を選定する方法、③競争入札方式は、価格によって設計者を選定する方法です。

③競争入札方式については、価格のみで設計者を選定するため、設計者の技術力や取組体制等の把握が困難であると言えます。

また、②コンペ方式については、最も優れた「設計案（完成形）」を選定しますが、発注者側の準備作業・手続が多岐にわたったり、参加者（設計者）側の労力、時間及び費用等の負担も大きいことに加え、「設計案（完成形）」を選ぶため、基本的にはその後の変更はできないことから、発注者側の意見の反映等が難しいと考えられます。

そこで、競争入札方式とコンペ方式のデメリットを解消する方法として、作業負担を軽減させながら、有能な「設計者」を選定できる①プロポーザル方式が考えられました。

2 プロポーザル方式の採用について

庁舎の建設は、事業規模が大きく、また、今後何十年間と使用する施設であることから、市民の関心が高く、期待も大きい事業であり、市民、議会、市及び設計者が一体となり、協働で作り上げていく必要があります。それには高度な技術力や経験を持った設計者を選定することが重要となります。

そのため、技術力、経験、意欲、取組体制、柔軟性等、幅広い判断基準から優れた設計者を見極めることができ、初期の段階から市と設計者とが協働して検討を行い、多くの意見や要望に対応しながら設計を進めることができる「プロポーザル方式」が、新庁舎建設の設計者の選定方法として最適であると考えられます。

◆ プロポーザル方式とは

建築設計を委託するうえで、最も適した「設計者（人）」を選ぶ方式です。技術力や経験、プロジェクトに臨む体制などを含めたプロポーザル（提案書）の提出を求め、公正に評価して設計者を選ぶ方式です。

1 適切な設計者選定には、公正性、透明性、客観性が求められています

「プロポーザル方式」が適正に運営されれば、客観的な評価基準を基に、公正な審査が行われ、選定プロセスも透明性が確保されます。時代が要請する公正性、透明性、客観性を持つ設計者選定が可能な方式です。

2 質の高い建築設計を可能にする選定方式

建築設計は、あらかじめその内容や結果が目に見える形になっているものではなく、設計料の多寡だけで選定することが適切とは言えません。完成した建築は、将来、何十年も残っていくものです。高い技術力や経験を持つそのプロジェクトに最も適した設計者を選ぶ「プロポーザル方式」優れている点は、でき上がる建築物の質の高さに重点が置かれている点です。

3 選定までの費用・労力・時間の負担を少なく

「プロポーザル方式」では、設計案を作成するのではなく、具体的な実施方針・設計体制や実績の照会などに関する提案書類を作成することが中心となっています。「コンペ方式」に比べて、主催者側も提出者側も簡便に対応できる点が大きな利点として挙げられます。

4 設計者（人）を選ぶ方式

「コンペ方式」は設計競技であり、「設計案」そのものの良否を検討して選ぶものです。これに対して、「プロポーザル方式」は「設計案」ではなく、設計を委託すべき適任者「設計者（人）」を選ぶ点が異なります。

5 発注者と設計者との共同作業

「プロポーザル方式」では、設計者を選定し、それから具体的な設計が発注者との共同作業により進められます。いわば、発注者と設計者との密接なコラボレーションによる質の高い建築設計が可能な方式といえます。

3 プロポーザル方式、コンペ方式、競争入札方式の比較

	①プロポーザル方式	②コンペ方式	③競争入札方式
①発注者側の負担	基本計画程度の条件の提示	詳細な設計条件等の提示	基本的な仕様の提示
②設計者側の負担	プレゼンの準備等が必要	具体的な設計案を作成するため、手間・費用・時間がかかる。	特になし
③設計委託費用の提示	審査項目の中で、価格を評価対象とすることで、委託費用を提示させることができる。	審査項目の中で、価格を評価対象とすることで、委託費用を提示させることができる。	入札により提示される。
④契約者の決定	審査項目の合計により、一番点数が高かった設計者と契約を行う。	最も優れた設計案を選び、その提案者を設計者として契約を行う。	最低入札者と契約を行う。
⑤設計会社の把握	書類審査、プレゼン等で設計会社の全体像を把握することが可能となる。(技術力・実績・意欲・担当チームの体制等)	設計案を評価するため、基本的に過去の経験や実績は問わない。 書類審査、プレゼン等で設計者を把握することは可能。	設計会社の表面的な部分しか確認できない(会社の規模等一般的な部分)。
⑥設計の方法	初期の段階から発注者側と設計者と協働して設計を進めることができる。プレゼン等で技術力や体制等に優れた設計者を選定できるため、多くの要望に柔軟に対応していくことが可能となる。	設計案(完成形)を選んでいるため、大きな変更はできない。仮に変更を行う場合には、時間と費用を要する。	発注者と協議しながら設計を進めることとなるが、基本的な部分は仕様書で定めているため、変更は難しい。また、価格のみで選定しているため、担当者が柔軟に対応できるか不明確である。